

小松島市議会オンラインを活用した委員会開催要綱

令和3年9月30日

議会訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小松島市議会委員会条例(昭和42年小松島市条例第18号。以下「条例」という。)第15条の2に規定する映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン会議システム」という。)を活用した会議の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

(オンライン会議システムを活用した委員会の開催)

第2条 条例第15条の2に規定する「大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるとき」の認定については、副委員長及び議長の意見を聴き、委員長が行うものとする。

(オンライン出席委員)

第3条 委員長は、オンライン会議システムにより委員会に出席しようとする委員について、本人の映像と音声を確認できる場合に限り、条例第16条第2項に規定する出席委員と認めるものとする。

(オンライン会議システムを活用した委員会における表決の方法等)

第4条 委員長は、小松島市議会会議規則(昭和42年議会規則第6号。以下「規則」という。)

第123条の規定により挙手の表決をとろうとするときは、問題の可否を確認し、委員会室等に出席している委員とオンライン出席委員の可否とを合算し、その結果を宣告する。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員長が定める方法によることができる。

2 規則第126条の規定により簡易表決を行う場合は、委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。委員長は、異議がないと認めるときは、可決を宣告する。ただし、委員長の宣言に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手の方法で表決をとらなければならない。

3 挙手による表決は、意思が明確に判別できるよう示し、同時に発声による意思表示を行わなければならない。

4 委員長は、通信環境の悪化等により委員が表決に加わることができない状態となったときは、小休止、復旧を待って会議を再開する。ただし、速やかな復旧ができない場合は、委員長において適宜対処するものとする。なお、相手の状態を相互に認識しながら通話をするできないときは、表決に加わることができない。

5 規則第124条第2項の規定により投票による表決を行うことはできない。

(オンライン会議システムを活用した委員会における委員長の権限)

第5条 委員長は、委員の質疑(発言)の際に、通信環境の悪化等により質疑が始められない、あるいは質疑が続行できない状態となったときは、次の発言順位の委員に質疑を行わせることとし、その後、委員の通信環境が改善されたときは、委員に改めて質疑を行わせる

る。ただし、速やかな復旧ができない場合は、委員長において適宜対処するものとする。
(オンライン会議システムを活用した委員会における委員長等の参集場所)

第6条 委員長及び副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から委員会室等に参集し、
条例第15条の2に該当する委員は、自宅等から参加するものとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りではない。

(オンライン会議システムを活用した委員会における委員の責務等)

第7条 委員は、委員自身で通信環境を良好に保ち、常に映像と音声の送受信により委員会
への参加に支障のないようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
- (2) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。
- (3) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

2 委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局との間で通信環境を確認するものとする。

3 委員は、自宅等で会議に必要な端末、通信環境等(以下「端末等」という。)を用意するものとする。ただし、端末等がない場合は、小松島市議会棟において貸与パソコン及びインターネット環境を利用して参加することができるものとする。

4 委員は、第1項の責務を果たすために、イヤホン、マイク、ヘッドセット等を使用することができるものとする。また、バーチャル背景等、映像の加工機能を使用するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(秩序保持に関する措置)

第8条 オンライン出席委員が条例第22条第2項の規定に該当すると認められるときは、
委員長は回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

(傍聴)

第9条 オンライン会議システムを活用した委員会を行うときは、委員会室やその他の場
所に当該委員会を傍聴することができる環境を整えるものとする。

(雑則)

第10条 オンライン会議システムを活用した委員会に関し、この要綱に定めるもののほ
か、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。